令和２年度
第３回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第３回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和２年６月２５日（木）　１５時５７分開会
　　１６時４０分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１２名、欠席委員７名）

１番	長　島　信　行	出　席	
３番	山　形　繁　雄	欠　席	
４番	小　栗　美　惠	出　席	
５番	宮　澤　徳　夫	欠　席	
６番	菖　蒲　一　博	出　席	
７番	今　　鉄　雅	欠　席	
８番	髙　嶋　典　雄	出　席	
９番	今　村　隆　徳	出　席	
１０番	森　本　清　美	出　席	
１１番	今　　務	出　席	
１２番	田　村　正　司	出　席	議事録署名委員
１３番	三　溝　健　雄	欠　席	
１４番	平　岡　　博	出　席	議事録署名委員
１５番	平　沖　道　徳	欠　席	
１６番	坂　野　　智	出　席	
１７番	鈴　木　弘　樹	欠　席	
１８番	平　岡　日出男	欠　席	
１９番	中　村　由美子	出　席	
２０番	樋　口　　司	出　席	

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応に基づき出席委員を減じての開催

２　事務局職員出席状況

事務局長	中　村　康　文
管理課長	荒　川　裕　昭
企画振興係長	小　野　美　幸
農地係長	上　田　創　一
農地係主任	福　士　憲　二
農地係主事	松　川　　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第18条第６項合意解約の通知）
　　報告第３号　平成30年度第７号農用地利用集積計画の変更について
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　令和２年度第２号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第２号　現況証明願について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　定刻前ではございますが、皆さまがお揃いになりましたので、ただ今から、令和２年度第３回農業委員会総会を開催いたします。

本日も、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応に基づき、出席委員を減じて開催することとし、委員19名中、12名が出席しており、会議は成立いたしました。

また、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、議案説明においては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますのでご了承願います。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　総会出席ご苦労様です。今回もｺﾛﾅの関係で縮小開催となっておりますが、第23期農業委員としての総会出席は今日が最後になります。

本来であれば、全員出席いただいて開催したかったのですがｺﾛﾅの影響でこのように縮小せざる得ない状況となっております。

それでは、会議を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には千歳市農業委員会会議規則第13条により、12番、田村委員、14番、平岡博委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和２年度第２回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。
　事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に、日程第5、報告の部に入ります。（15：59）
　報告第１号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　報告第１号について、ご説明申し上げます。
　農地法第３条の３の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
　今月の農地法第３条の３の規定による届出は１件で、土地の所在等は、議案書１ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　以上、報告第１号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済とし、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第１号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第18条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第２号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　報告第２号について、ご説明申し上げます。
農地法第18条第６項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今回の農地法第18条第６項の規定による賃貸借等の合意解約は４件で、土地の所在等は、議案書２ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
今回解約のあった整理番号３、４の土地につきましては、令和２年度第１回総会の現況証明で、農地採草放牧地以外として議決された土地であります。
当該地については、来月以降の総会で、農用地利用集積計画の変更として報告する予定であります。
また整理番号５、６の土地のうち２筆につきましては、後ほど議案第１号にて農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であり、残りの長都〇〇〇〇に関しては、現在調整中であります。
以上、報告第２号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第２号を報告済といたします。

【報告第３号　平成３０年度第７号農用地利用集積計画の変更について】

議　　長　　次に、報告第３号を議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　報告第３号について、ご説明申し上げます。
令和２年６月４日付け千農計第25号により、千歳市長から、標記農用地利用集積計画の変更について、通知がありましたのでこれを報告します。
議案書３及び４ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
平成30年度第７号農用地利用集積計画における利57及び利58につきましては、将来的な相続に向けて測量をした結果、面積に差異が生じていたことから、面積及び賃借料が変更となったものであります。以上、報告第３号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第２号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　令和２年度第２号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、日程第6、協議の部に入ります。（16：03）
はじめに議案第１号、令和２年度第２号農用地利用集積計画の決定についての整理番号９から12までを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞから3ﾍﾟｰｼﾞに議案第１号資料として地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、新規の利用権設定が６件で、すべて公益財団法人道央農業振興公社を介して賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。
本計画における経営面積・従事日数などは、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利９から利12についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

今　村　委　員　　利11、12の案件ですが2ﾍﾟｰｼﾞの面積と差異があるので、理由を教えてください。

事　務　局　　一番下の長都○○○○が、以前の平成28年２月からの集積計画では、ここの農地も入っていましたが、新規集積計画の作成に当たり改めて確認したところ、農地として利用できる部分が限られていることが判明したため、内地番で別の方への賃貸借される予定となっております。

今　村　委　員　　違う人の方が、隣接で使い勝手が良いと言うことですか。

事　　務　　局　　そうです。

今　村　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

平 岡 博 委 員　　利の 11、12 の所の賃料が極端に安いと思うのですが、特段の理由があるのですか。

事　　務　　局　　こちらは、平成 22 年からこの賃料で、利用集積計画を組んでおり、水捌け等が悪く、かなり条件が悪いと言うことで、平成 22 年、平成 28 年ともにこの賃料で契約しております。

議　　長　　よろしいですか。

平 岡 博 委 員　　はい。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定いたしました。

次に、整理番号 13 及び 14 を議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（16：07）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（16：07）　事務局より説明願います。

事　務　局　　続きまして、議案書6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
整理番号、利13、利14の土地の所在等は議案書のとおりです。
本計画における経営面積・従事日数などは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
整理番号利13、利14について、ご説明申し上げましたがよろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定いたしました。
●●委員の退席を解きます。
暫時休憩します。（16：09）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。

【議案第２号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第2号、現況証明願についての整理番号7を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第2号についてご説明申し上げます。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の現況証明願は3件であります。
当日配布資料の4ﾍﾟｰｼﾞから17ﾍﾟｰｼﾞに議案第2号資料として、位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
最初に、整理番号7、現況証明願の所在地等は、議案書7ﾍﾟｰｼﾞのと

おりです。
当該地番は、令和元年 8 月に△△△△さんが父親の△△△△さんから、全地を農地法 3 条の許可を受け、贈与された土地です。
しかしながら、当該地番の南東側は、崖斜面の森林となっており、農地利用が困難であることから、現況地目整理のため、現況証明願の願出がありました。
調査の結果、願出地は、崖で傾斜があり、また、斜面は森林の様相を呈していることから、農地利用が困難と判断され、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
以上、整理番号 7 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので地区委員である私から報告いたします。
6 月 9 日に、私のほか、三溝委員、平沖委員及び事務局により、整理番号 7 について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、崖の斜面であり、森林となっておりました。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であり、農地利用は非常に困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。
私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定いたしました。
次に、整理番号 8 を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、整理番号 8、現況証明願の所在地等は、議案書 7 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

当該願出地は、所有者が、平成 29 年に相続を受けた土地であり、各土地の経過をそれぞれ伺いましたところ、祝梅○○○○につきましては、40 年ほど農地利用がなく、祝梅○○○○については、一度も農地利用したことがないとのことです。

根志越○○○○及び○○○○につきましては、30 年ほど農地利用がなく、他人の私有地を通らなければ、入れない土地であるため、借り手もいなく、今後も農地利用が難しいとのことでした。

調査の結果、祝梅、根志越の願出地ともに、このように長年農地利用がないため、雑木及び雑草が茂り、農地へ復元が非常に困難と判断されることから、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。

以上、整理番号 8 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので地区委員である私から報告いたします。

6 月 9 日に、私のほか、三溝委員、平沖委員及び事務局により、整理番号 8 について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、雑木や雑草が茂り、農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であり、農地への復元は非常に困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定いたしました。

次に、整理番号 9 議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号 9、現況証明願の所在地等は、議案書 8ﾍﾟｰｼﾞのと

おりです。願出地における旭ケ丘○○○○及び○○○○は市街化調整区域、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○は市街化区域の土地で、いずれも所有者が相続により取得した土地です。

願出人から伺ったところ、願出地は、数十年前に自衛隊官舎が建てられていた一帯で、現在は取り壊され住宅街となっており、平成 19 年の相続時にはすでに駐車場及び作業所となっており、現在も利用されているとのことでした。

今回、所有者 3 名から、所有権の整理をするにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行うため現況証明願がありました。

調査の結果、市街化区域である○○○○、○○○○、○○○○、○○○○はもとより、市街化調整区域である○○○○、○○○○についても、都市計画法第 34 条第 11 号に基づく北海道条例による指定区域として、住宅建築が可能とされている住宅地となっており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。

以上、整理番号 9 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので地区委員である私から報告いたします。

6 月 9 日に、私のほか、三溝委員、平沖委員及び事務局により、整理番号 9 について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、住宅地であり、資材置場や作業所などになっておりました。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であり、農地利用は困難であると判断したため、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料1　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ事前調査の結果について
資料2　農作物の生育状況（6月15日現在）
口 頭　退任委員への花束贈呈

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（16：40　閉会）